

八潮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 93,065	千円 43,283,129	千円 2,478,014	千円 4,833,971	% 11.2	% 11.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

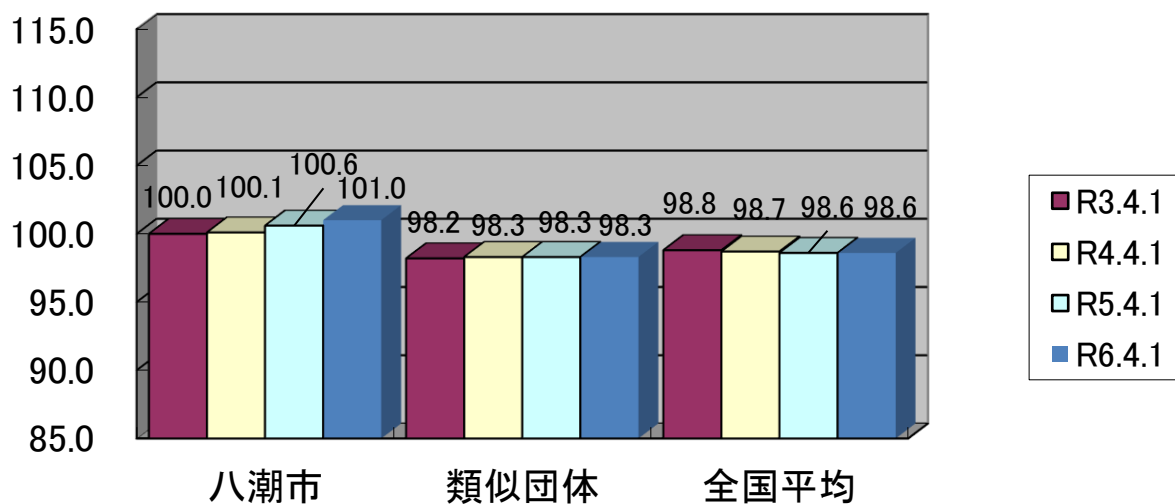
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考) 令和4 年度平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 537	千円 1,600,176	千円 423,683	千円 700,358	千円 2,724,217	千円 5,073	千円 5,102

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
令和2年度	101.2
令和3年度	100.0
令和4年度	100.1
令和5年度	100.6
令和6年度	101.0

※ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給与水準がどのくらいかを示す指数

(4) 給与改定の状況

地方公共団体の職員の給与は、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業者の従業員の給与などを参考に、条例で定めることとされています。

本市の職員の給与改定にあたっては、「人事院勧告」（人事院が国家公務員と民間の給与を比較し、国会及び内閣に対し較差を解消するよう年1回勧告を行うもの）を踏まえて実施し、その水準の適正化を図ることとしています。令和6年度は「民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ。若年層に特に重点を置きつつ、概ね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定。」とする旨の勧告が出され、本市もこの内容を踏まえ、給与改定を行いました。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）国の見直し内容を踏まえ、平均2.05%引き下げた。

一番大きい改定率は6級の2.35%である。急変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置（減給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6 % に対し、八潮市においても 6 % を支給。（令和 6 年 4 月 1 日現在）
 （実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年度は 5 %、平成 28 年度から 6 % を支給。

（参考）

		各年度の支給割合										
		平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		平成 26 年度	平成 27 年度 4 月 1 日 時点 遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
八潮市の 支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

③その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八潮市	38.8歳	294,027円	360,117円	331,137円
埼玉県	41.8歳	319,425円	411,863円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体				

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
八潮市	53.1 歳	15 人	307,513 円	346,042 円	337,149 円	—	—	—	—
うち清掃職員	61.3 歳	3 人	308,559 円	342,328 円	329,434 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.1
うち 用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち その他	51.0 歳	12 人	307,258 円	346,946 円	339,025 円	その他	49.1 歳	244,800 円	1.4
埼玉県	54.9 歳	139 人	322,835 円	378,075 円	358,877 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,533 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	16 人	321,506 円	377,113 円	353,146 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八潮市	—	—	—
うち清掃職員	5,218,388円	4,376,300円	1.2
うち用務員	—	—	—
うちその他	5,805,074円	3,297,300円	1.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～5年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		八 潮 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	205,579円	196,200円
	高 校 卒	176,100円	173,584円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

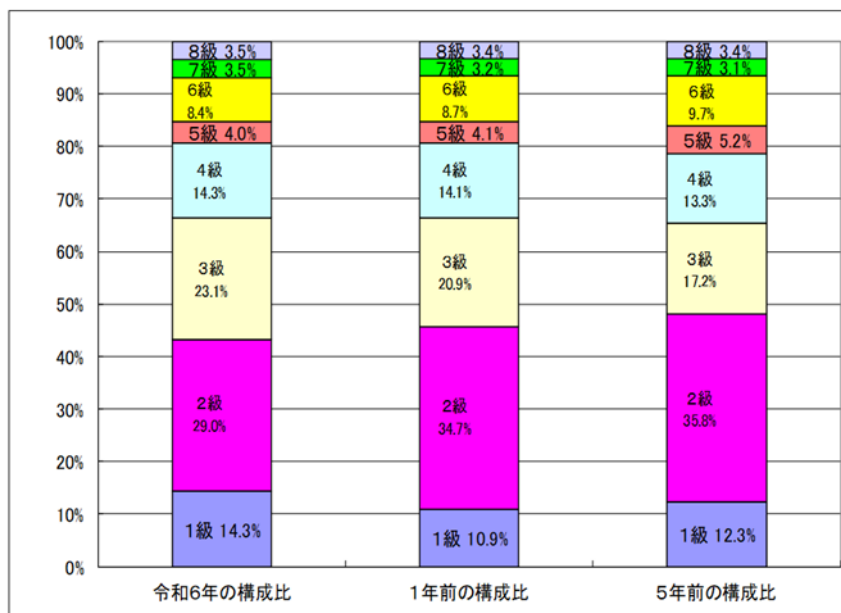
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	2 6 5 , 4 7 2 円	—	3 9 9 , 3 1 0 円	4 2 1 , 2 0 0 円
	高 校 卒	2 3 8 , 1 0 0 円	—	4 0 2 , 5 0 0 円	3 9 5 , 1 7 5 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

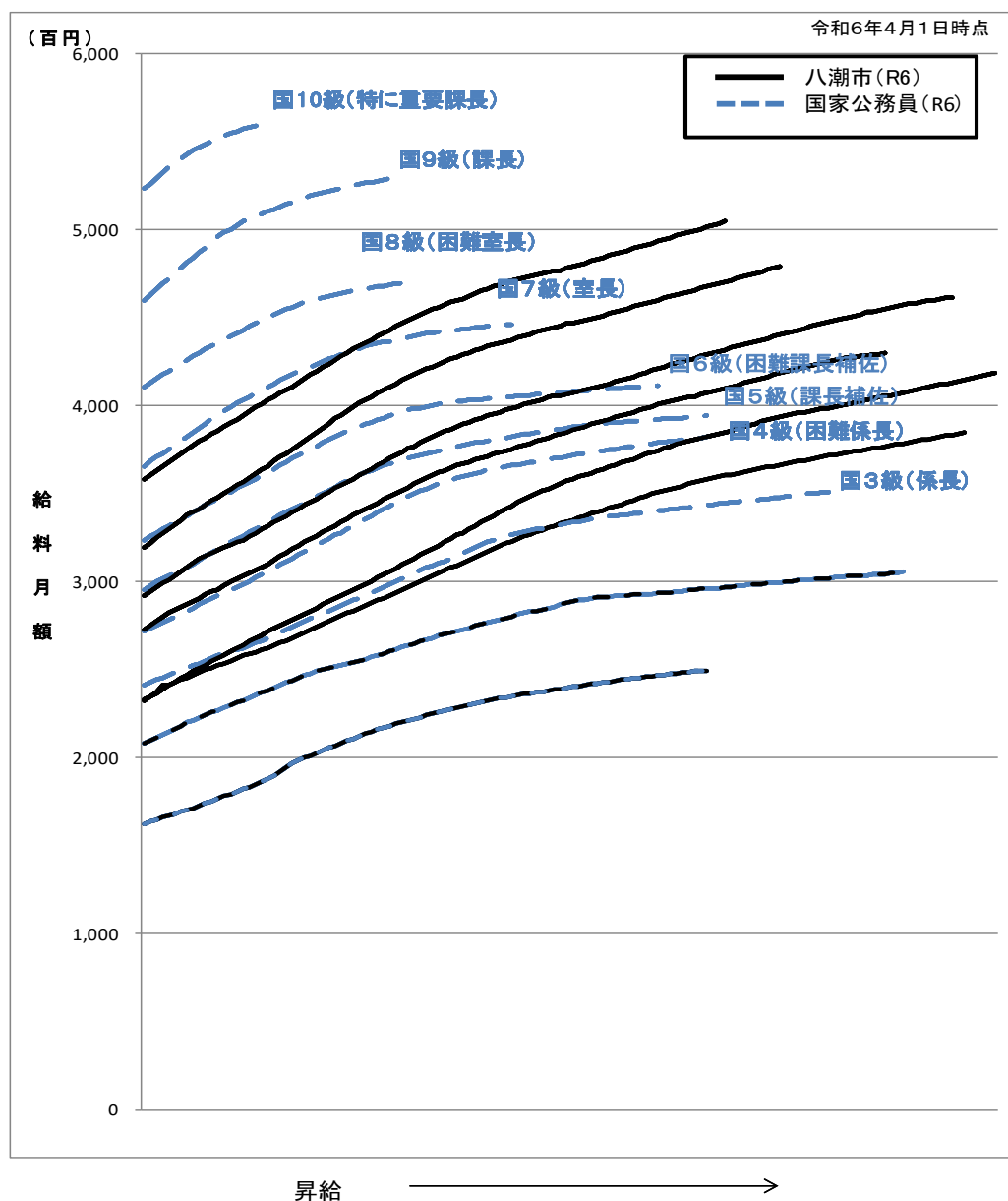
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人 61	% 14.3	円 162,100	円 249,400
2 級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	人 124	% 29.0	円 208,000	円 305,200
3 級	主任の職務	人 99	% 23.1	円 232,600	円 384,300
4 級	係長の職務	人 61	% 14.3	円 232,100	円 418,200
5 級	副課長の職務	人 17	% 4.0	円 272,400	円 429,500
6 級	課長の職務	人 36	% 8.4	円 291,500	円 461,600
7 級	副部長の職務	人 15	% 3.5	円 319,300	円 478,900
8 級	部長の職務	人 15	% 3.5	円 357,800	円 505,500

- （注） 1 八潮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 潮 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,449千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,707千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和7年度予定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八 潮 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～30%加算)) 1人当たり平均支給額 1,397千円 23,546千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～45%加算))

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		1 2 1, 1 2 8 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		1 9 0, 7 5 3 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
八潮市	6 %	6 3 5 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			1 4 7 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度）			1 2, 2 5 0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			1 . 9 %
手当の種類（手当数）			3 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
作業手当	環境リサイクル課職員	土木作業、衛生作業等に従事したとき	日額 1 0 0 円
特殊自動車運転手当	道路治水課職員	特殊作業用自動車の運転に従事したとき	日額 2 0 0 円
作業手当	健康増進課職員	特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者と対面して行う作業に従事したとき	日額 1, 5 0 0 円 (長時間にわたる作業の場合には、 日額 4, 0 0 0 円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	1 8 3, 9 0 3 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	3 5 6 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	1 5 8, 8 8 8 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	3 0 4 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・子10,000円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算) ・父母等6,500円 ※8級は配偶者3,500円・父母3,500円	同じ	—	千円 39,027	円 206,492
住居手当	・借家の場合28,000円を限度に支給	同じ	—	千円 45,495	円 145,351
通勤手当	・交通機関(電車等)利用者： 6月定期券相当額 ・交通用具(自動車等)利用者： 距離に応じた額	同じ	—	千円 40,140	円 87,642
管理職手当	・部長級職員 65,000円 ・副部長級職員 60,000円 ・課長級職員 55,000円 ・副課長級職員 40,000円	異なる	支給額	千円 68,447	円 580,059
休日勤務手当	・祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100	同じ	—	千円 5,449	円 16,512

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	724,000 円 (905,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,061,000 円／593,400 円
	副 市 長	697,500 円 (775,000 円)	885,000 円／547,600 円
報 酬	議 長	455,000 円	737,000 円／372,000 円
	副 議 長	415,000 円	653,000 円／294,000 円
	議 員	395,000 円	591,000 円／266,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 6 月 期 2.20 月分 1 2 月 期 2.30 月分 計 4.50 月分	
	議 長 副 議 員	(令和5年度支給割合) 6 月 期 2.20 月分 1 2 月 期 2.30 月分 計 4.50 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×35/100×115/100	17,484,600 円 任期ごと
		給料月額×在職月数×21/100×115/100	8,983,800 円 任期ごと
備 考			

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

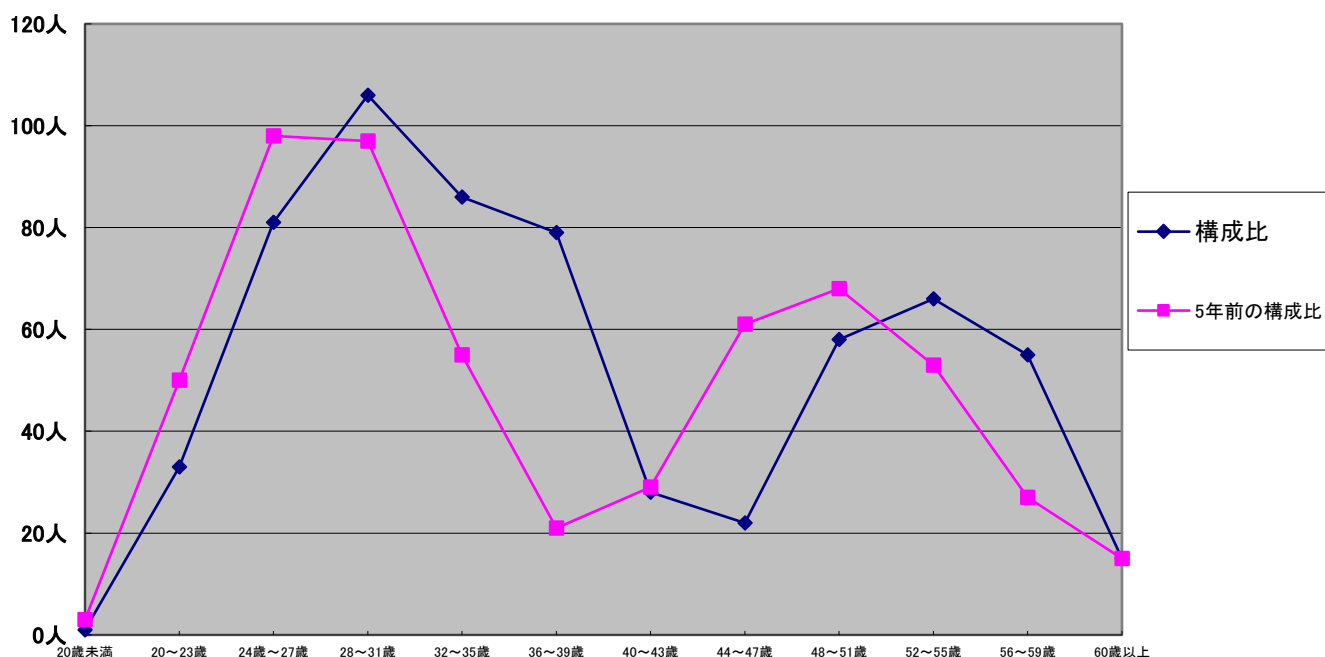
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	事 務 の 見 直 し 等 に よ る 増 育 休 代 替 任 期 付 職 員 分 事 務 量 の 増 加 に 伴 う 増 事 務 の 見 直 し 等 に よ る 減
		総 務	1 4 5	1 5 1	6	
		税 務	4 5	4 6	1	
		民 生	1 3 8	1 4 0	2	
		衛 生	4 5	4 4	△ 1	
		農 林 水 産	6	6	0	
商 工		5	6	1		
土 木		1 0	8	△ 2		
計		7 7	8 2	5	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 5 2 . 5 3 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 5 2 . 1 3 人)	
教 育 部 門		4 7 7	4 8 9	1 2		
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計		5 3 7	5 4 9	1 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 5 8 . 9 8 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 6 5 . 5 3 人)
	水 道		2 4	2 4	0	欠 員 補 充 に よ る 増 欠 員 に よ る 減
	下 水 道		1 4	1 5	1	
	そ の 他		4 3	4 2	△ 1	
合 計		6 1 8	6 3 0	1 2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 6 7 . 6 8 人	
			[6 4 6]	[6 4 6]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	33人	81人	106人	86人	79人	28人	22人	58人	66人	55人	15人	630人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	452	467	469	473	477	489	37（8.2％）
教育	49	51	54	58	60	60	11（22.4％）
消防	0	0	0	0	0	0	0（0％）
普通会計計	501	518	523	531	537	549	48（9.6％）
公営企業等会計計	76	79	82	84	81	81	5（6.6％）
総合計	577	597	605	615	618	630	53（9.2％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)令和4年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 1,698,497	千円 300,080	千円 141,004	% 8.3	% 8.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 22	千円 84,612	千円 19,811	千円 36,581	千円 141,004	千円 6,409	千円 6,923

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 潮 市	44.0歳	361,209円	532,222円
団 体 平 均	44.6歳	359,974円	575,747円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八 潮 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,640千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,657千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3～20%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八 潮 市			団 体 平 均
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置（2～30%加算））			

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			5, 2 1 1 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			2 3 6, 8 6 4 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
八 潮 市	6 %	2 2 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			2 種 類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
危険従事手当	高所作業、高電圧 作業または危険物 取扱作業を行う職 員	高所作業、高電 圧作業または危 険物取扱作業	千円 0	日額100円
事故待機手当	水道管の緊急事故 または停水開栓に 備え、連絡待機を 命ぜられた職員	事故待機、 連絡待機	千円 0	1回当たり1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	6, 4 8 0 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	3 6 0 千円
支給実績（令和4年度決算）	4, 3 1 5 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	2 2 7 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者6,500円 ・子10,000円（満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算） ・父母等6,500円 ※8級は配偶者3,500円・父母3,500円	同じ	—	千円 2, 2 4 6	円 2 4 9, 5 5 6
住居手当	・借家の場合28,000円を限度に支給	同じ	—	千円 2, 2 4 2	円 1 4 9, 4 6 7
通勤手当	・交通機関（電車等）利用者： 6月定期券相当額 ・交通用具（自動車等）利用者： 距離に応じた額	同じ	—	千円 7 9 2	円 5 6, 5 2 5
管理職手当	・部長級職員 65,000円 ・副部長級職員 60,000円 ・課長級職員 55,000円 ・副課長級職員 40,000円	同じ	—	千円 2, 8 2 0	円 7 0 5, 0 0 0
休日勤務手当	・祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100	同じ	—	千円 0	円 0